

消防団員の処遇等に関する実態調査 調査結果概要(年額報酬関連)

(参考) 年額報酬の現状について

- 市町村は条例に基づき、消防団員に対し報酬を支給している。
- 支給額、支給方法は、地域事情により、必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においては、引上げ等を図る必要があり、当該団体に対し、早急にその引上げを行うよう要請してきている。

地方交付税算入額

・報酬(年額) 36,500円(団員)
～82,500円(団長)

	交付税 単価	条例平均額(階級:団員)					
年額報酬 (一般団員)	36,500円	30,201円 (H27)	30,355円 (H28)	30,473円 (H29)	30,648円 (H30)	30,801円 (R1)	30,925円 (R2)

- 条例で定める年額報酬(階級:団員)の状況は以下のとおり(なお、無報酬団体については、平成27年度中にすべて解消された。)
(各年4月1日現在)

年額報酬(階級:団員)	市町村数	
	H27	R2
支給なし	3 (0.2%)	0 (0.0%)
1 ～ 10,000円未満	35 (2.0%)	6 (0.3%)
10,000 ～ 20,000円未満	377 (21.7%)	363 (20.9%)
20,000 ～ 30,000円未満	576 (33.1%)	562 (32.3%)
30,000 ～ 36,500円未満	313 (18.0%)	316 (18.2%)
36,500円以上	435 (25.0%)	492 (28.3%)

※日額制である3団体を除き、東京都特別区は23団体として計上している。

年額報酬の平均額（団体規模別）

- 団体規模別の年額報酬の平均額は、政令市のみ地方交付税単価の36,500円を超えている。
- 政令市（38,331円）＞ 中核市（33,462円）＞ 一般市（33,179円）＞ 町村（28,688円）と、団体規模が小さくなるほど低くなっている。

【年額報酬の平均額（団体規模別）】

（令和2年4月1日時点）

団体規模	平均額
政令市	38,331 円
中核市	33,462 円
一般市	33,179 円
町村	28,688 円

※ 日額制である3団体を除いている。

※ 東京都特別区は23団体として政令市に含めている。

年額報酬の支給方法

- 年額報酬を、全ての団員に対し直接支給している団体数（下記①）は全国で720団体（41.9%）。
- また、約2割の団体が、階級や基本団員・機能別団員の別など、団員の属性により支給方法を分けている（下記④～⑦）。

【年額報酬の支給方法】

支給方法	団体数（割合）
① 個人に直接支給	720（41.9%）
② 団（分団・部等を含む）経由で個人に支給	379（22.0%）
③ 団（分団・部等を含む）に支給	265（15.4%）
④ ①及び② ※1	163（9.5%）
⑤ ①及び③ ※2	165（9.6%）
⑥ ②及び③ ※3	15（0.9%）
⑦ ①、②及び③ ※4	12（0.7%）

※1：分団長以上及び女性団員は直接支給、その他の団員は分団経由で個人支給 等

※2：女性団員及び機能別団員は直接支給、その他の基本団員は分団に支給 等

※3：団長、副団長は団経由で個人に支給、その他の団員は団に支給

※4：団長、副団長及び機能別団員は直接支給、女性団員は団経由で個人支給、その他の団員は団に支給 等

年額報酬の支給方法（団体規模別）

- 支給方法を団体規模別に見ると、全ての団員に対し直接支給している団体（下記①）の割合は、
政令市（90.5%）＞ 中核市（63.3%）＞ 一般市（44.8%）＞ 町村（37.1%）
と、団体規模が小さくなるほど低くなっている。
- 一方で、全てを団に対し支給している団体（下記③）の割合は、
政令市（0.0%）＜ 中核市（5.0%）＜ 一般市（13.2%）＜ 町村（18.1%）
と、団体規模が小さくなるほど高くなっている。

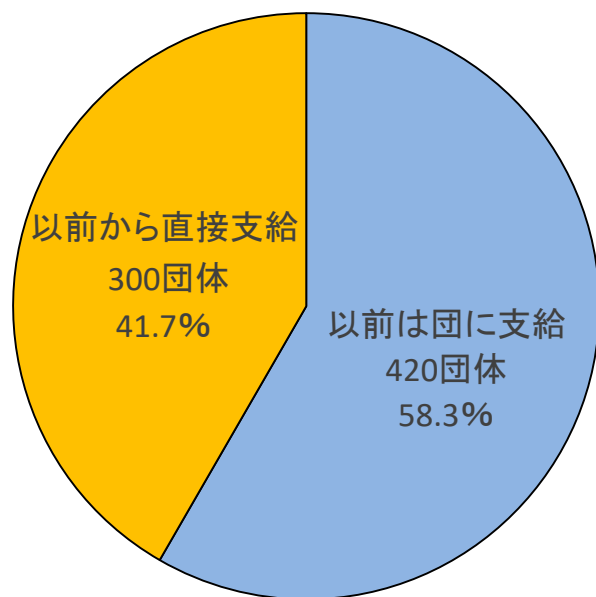
【年額報酬の支給方法（団体規模別）】

区分	①個人に 直接支給	②団経由で 個人に支給	③団に支給	④ ①及び②	⑤ ①及び③	⑥ ②及び③	⑦ ①、②及び③
政令市	19	2	0	0	0	0	0
	90.5%	9.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	38	11	3	5	3	0	0
	63.3%	18.3%	5.0%	8.3%	5.0%	0.0%	0.0%
一般市	319	129	94	82	76	4	8
	44.8%	18.1%	13.2%	11.5%	10.7%	0.6%	1.1%
町村	344	237	168	76	86	11	4
	37.1%	25.6%	18.1%	8.2%	9.3%	1.2%	0.4%

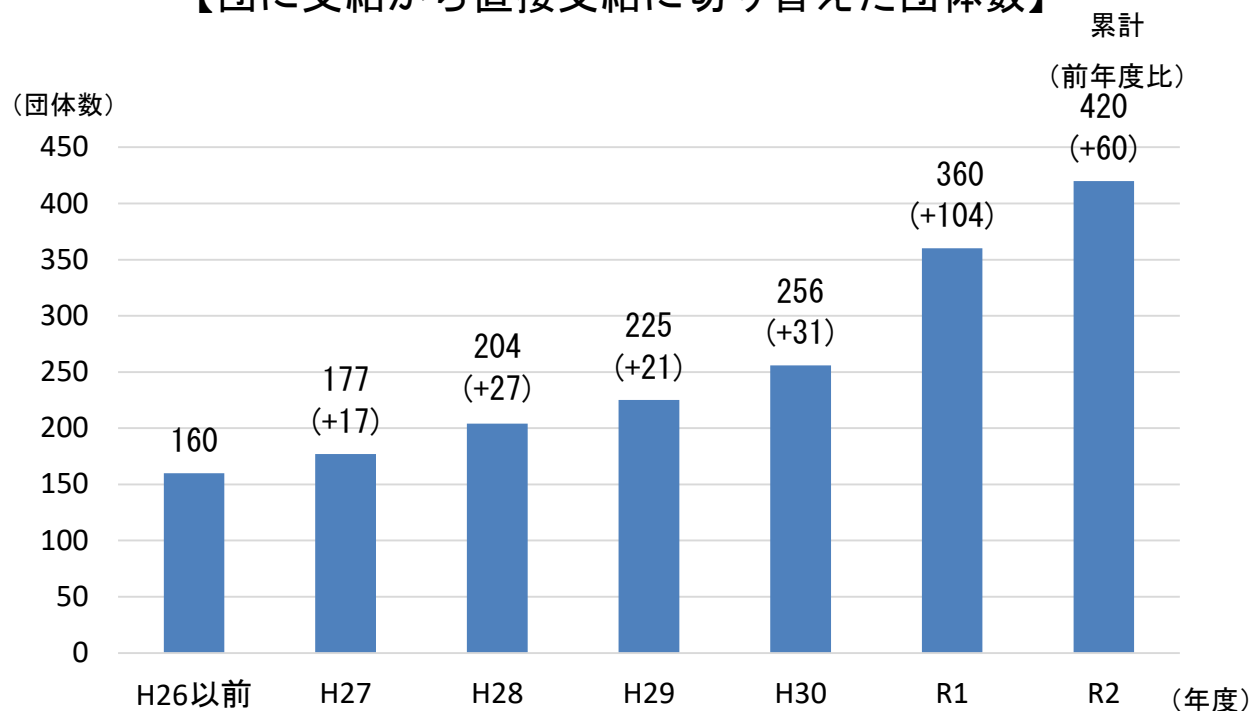
以前は団に支給していた団体数 等

- 全ての団員に対し直接支給している720団体のうち、420団体（58.3%）が以前は団に支給。
- 出勤手当と同様、近年、直接支給への見直しが進んできており、特に、直近2年間では、164団体が直接支給への切替えを行った。

【以前は団に支給していたか】



【団に支給から直接支給に切り替えた団体数】

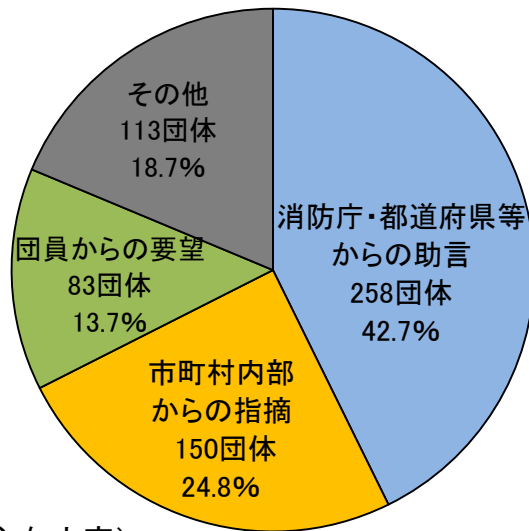


※R2年度は、調査時点までに切り替えた団体数

直接支給に切り替えた理由 等

- 直接支給に切り替えた理由として、「消防庁・都道府県等からの助言」を挙げる団体が最も多く、次いで「市町村内部からの指摘」、「団員からの要望」となっている。
- また、直接支給に切り替えた際の市町村における主なメリットとして「会計処理の適正化」、「団員のモチベーション向上」などが挙げられる一方、デメリットとして「事務負担の増加」、「運営費の減少」などが挙げられた。

【直接支給に切り替えた理由】



※複数回答可

(「その他」の主な内容)

- 支給の透明性の確保
- 近隣団体の動向にあわせた
- 支給方法に係る報道を見て、直接支給が適切と判断した

【直接支給への切替えによるメリット・デメリット】

【メリット】（主なもの）

- ・ 個人へ確実に支払うことができ、また支払い漏れがなくなり、会計処理が適正化される。
- ・ 団員のモチベーション向上につながる。
- ・ 入団促進につながる。
- ・ 個人に支給されるべき報酬が、団の運営費に流用されることを防止できる。
- ・ 団員が高額な現金を扱う必要がなくなり、団員の負担軽減になる。

【デメリット】（主なもの）

- ・ 団員の口座情報の収集など、支給に係る事務量が増加する。
- ・ 分団の運営費が減少する。
- ・ 口座番号が変わった際などに振込できないケースがある。

個人に直接支給しない理由

- 個人に直接支給しない理由として、「事務が煩雑化するから」を挙げた団体が最も多く、次いで「振込手数料の負担が増加するから」となっている。

【個人に直接支給しない理由】

理由	団体数
事務が煩雑化するから	703 (53.1%)
振込手数料の負担が増加するから	210 (15.9%)
その他	411 (31.0%)

(「その他」の主な内容)

※複数回答可

- 団からの要望により団に支給しているため。
- 団の運営費を確保するため。
- 各団員から振込口座として分団の口座を指定されているため。
- 過去からの慣例。
- 分団長から団員へねぎらいの言葉をかけながら手渡ししたいため。

団から個人への支給実態の把握方法 等

- 団経由で個人へ支給している場合（3ページの②, ④, ⑥, ⑦）における、団から団員個人への支給実態の把握方法は、「団に一任」を挙げる団体が58.5%と最も多く、次いで「受領書等への署名・押印」が34.6%となっている。
- 団に支給している場合（3ページの③, ⑤, ⑥, ⑦）における、団への支給に係る団員個人の同意の取得方法は、「同意書・委任状等」が69.1%と最も多く、次いで「団に一任」が23.6%となっている。

【団から個人への支給実態の把握方法】

把握方法	団体数
受領書等への署名・押印	197 (34.6%)
支給実績報告書等の作成	6 (1.1%)
団に一任	333 (58.5%)
未確認	23 (4.0%)
その他	10 (1.8%)

【団への支給に係る団員個人の同意の取得方法】

取得方法	団体数
同意書・委任状等	316 (69.1%)
口頭	13 (2.8%)
団に一任	108 (23.6%)
同意なし	15 (3.3%)
その他	5 (1.1%)